

# 水質検査結果書

厚生労働大臣 認可第30号  
一般社団法人

### 京都微生物研究所

〒607-8326 京都市山科区川田御出町14-1

TEL (075) 593-3320

検査責任者: 常定 妙江

伊根町長 吉本 秀樹 様

2023年1月10日 当研究所に依頼された試料について行った  
検査結果は下記のとおりです。

採水日時	2023年1月10日	8時50分	種別	簡易水道 (浄水)	
採水地点	朝妻浄水場				
天候	雨	採水時の温度	気温 6.0℃	水温 7.0℃	
採水者	豊田	受付方法	収集		
No	検査項目	単位	検査結果	水道水質基準	
1	一般細菌	個/mL	検出せず	100個/mL以下	
2	大腸菌		検出せず	検出されないこと	
38	塩化物イオン	mg/L	24.7	200mg/L以下	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.4	3mg/L以下	
47	pH値		7.38	5.8以上8.6以下	
48	味		異常なし	異常でない事	
49	臭気		異常なし	異常でない事	
50	色度	度	1未満	5度以下	
51	濁度	度	0.1未満	2度以下	
	遊離残留塩素	mg/L	1.0	管理基準0.1mg/L以上	
	以下余白				
判定	上記水質基準項目について基準に適合			検査期日	2023年1月10日 ~ 2023年1月18日
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				
備考	細菌、外観等異常の場合は味の検査を省略することがあります。判定はNoがあるものについてのみ水道水質基準の判定をしています。検査結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。遊離残留塩素については、依頼書「残留塩素」欄にご記入頂いております数値を転載しております。				

2023年1月18日

# 水質検査結果書

厚生労働大臣 認可 第30号  
一般社団法人

## 京都微生物研究所

〒607-8326 京都市山科区川田御出町14-1

TEL (075) 593-3320

検査責任者：常定 妙江



伊根町長 吉本 秀樹

様

2023年1月10日 当研究所に依頼された試料について行った  
検査結果は下記のとおりです。

採水日時	2023年1月10日 9時10分		種別	簡易水道 (浄水)
採水地点	本庄浄水場			
天候	雨		採水時の温度	気温 6.0℃ 水温 7.0℃
採水者	豊田		受付方法	収集
No	検査項目	単位	検査結果	水道水質基準
1	一般細菌	個/mL	検出せず	100個/mL以下
2	大腸菌		検出せず	検出されないこと
38	塩化物イオン	mg/L	20.4	200mg/L以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3	3mg/L以下
47	pH値		6.93	5.8以上8.6以下
48	味		異常なし	異常でない事
49	臭気		異常なし	異常でない事
50	色度	度	1未満	5度以下
51	濁度	度	0.1未満	2度以下
	遊離残留塩素	mg/L	0.6	管理基準0.1mg/L以上
	以下余白			
判定	上記水質基準項目について基準に適合		検査期日	2023年1月10日 ~ 2023年1月18日
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号			
備考	細菌、外観等異常の場合は味の検査を省略することがあります。 判定はNoがあるものについてのみ水道水質基準の判定をしています。 検査結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。 遊離残留塩素については、依頼書「残留塩素」欄にご記入頂いております数値を転載しております。			

# 水質検査結果書

伊根町長 吉本 秀樹 様

厚生労働大臣 官制 第30号  
一般社団法人

京都微生物研究所



〒607-8326 京都市山科区川田御出町14-1  
TEL (075) 593-3320  
検査責任者: 常定 妙江

2023年1月10日 当研究所に依頼された試料について行った  
検査結果は下記のとおりです。

No	検査項目	単位	検査結果	水道水質基準
1	一般細菌	個/mL	検出せず	100個/mL以下
2	大腸菌		検出せず	検出されないこと
38	塩化物イオン	mg/L	34.7	200mg/L以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.5	3mg/L以下
47	pH値		6.91	5.8以上8.6以下
48	味		異常なし	異常でない事
49	臭気		異常なし	異常でない事
50	色度	度	1未満	5度以下
51	濁度	度	0.1未満	2度以下
	遊離残留塩素	mg/L	0.4	管理基準0.1mg/L以上
	以下余白			
判定	上記水質基準項目について基準に適合		検査期日	2023年1月10日 ~ 2023年1月18日
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号			
備考	細菌、外観等異常の場合は味の検査を省略することがあります。 判定はNoがあるものについてのみ水道水質基準の判定をしています。 検査結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。 遊離残留塩素については、依頼書「残留塩素」欄にご記入頂いております数値を転載しております。			



